

## 就活応援ポイントキャンペーン業務委託仕様書

## 1 事業の目的

県内企業へのインターンシップ・オープンカンパニー及び県が主催する就職関連イベントへの参加に要する交通費相当分をキャッシュレスポイントとして付与するキャンペーンを開催し、学生の県内定着・回帰の促進を図る。

## 2 委託業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 委託業務の内容

以下キャンペーンの実施に際し、次の項目について業務を実施するものとする。

## 【キャンペーンの内容】

実施期間：契約締結の日～令和9年3月上旬（秋田県合同就職説明会の開催日）

対象者：県内外の大学等に通う以下の卒業年度の学生（高校生以下を除く）

期間	卒業見込時期
契約締結の日～令和8年9月までのイベント	2027年3月、2028年3月 2029年3月
令和8年10月～令和9年3月までのイベント	2028年3月、2029年3月

目標数（ポイント付与学生件数）：400名

実施内容：キャンペーン実施期間中に、以下の就活イベントに参加するための交通費相当分を、大学等所在地エリア別の定額でキャッシュレスポイントとして付与する。

（対象イベント）

主催者	主なイベント
県内企業	インターンシップ及びオープンカンパニー（秋田県就活情報サイト「こっちゃけ！」内のフォームから参加申込を行ったものに限る）、企業説明会、採用面接
県	合同就職面接会（名称変更の可能性あり）、あきた就職フェア、インターンシップ等バスツアー、業界研究会、合同就職説明会（以上、秋田県内開催）

(キャッシュレスポイント付与額)

大学所在地	ポイント付与額
秋田県内	2,500円分
東北エリア(秋田県を除く)	5,000円分
北海道	10,000円分
関東エリア	10,000円分
中部・近畿エリア	12,500円分
中国・四国・九州エリア(沖縄県を含む)	15,000円分

(1) キャンペーン広報・周知業務

ア 広報戦略の立案・実施

対象者に効果的に情報が届くよう、ターゲット層に合わせた広報戦略を企画・提案し、実施すること。

県主催イベントのみならず、県内企業が開催するインターンシップ、オープンカンパニー、企業説明会、採用面接に参加する学生に対してもキャンペーンの参加について積極的に推進することから、この趣旨に沿った企画・提案を行うこと。

イ 広報ツールの作成・展開

(ア) キャンペーン専用WEBサイト(以下「LP」という。)の作成、管理、更新

LPはキャンペーンの詳細情報、申請方法、必要書類等を分かりやすく提示し、学生が迷わず申請できる導線を構築すること。なお、サイト内では、「こまちで就活キャンペーン」やその他県が指示するイベントについてもPRを実施すること。

(イ) チラシ・ポスター・バナーの制作

チラシ、ポスターおよびバナーを制作すること。なおデザインはキャンペーンへの参加を促す、若者に訴求するものを提案すること。また県からの指示があればその他イベントに関する内容も加えること。

(ウ) チラシ・ポスターの配布、掲示依頼

作成したチラシ・ポスターを関係各所に送付し掲示依頼を行うこと。送付先・部数については、県と受託者が協議の上、決定する。

(エ) その他、効果的な広報活動全般

その他、キャンペーンの参加に繋がる効果的な周知方法を提案し実施すること。

(オ) クリエイティブイメージの提案について

LP、チラシ、ポスター、バナー等のクリエイティブについては、企画提案競技審査委員会の開催時にそのイメージを提示し、他社との比較における優位性を提案すること。

## (2) 申請受付・審査業務

キャンペーン参加者の受付をLPにて行い、キャッシュレスポイント付与のための審査を行うこと。

### ア LP内申請受付システムの構築・運用

(ア) キャンペーン専用のLP内に、オンラインでの申請受付システムを構築し、運営すること。また、申請情報の入力補助及びエラーチェック機能を実装させること。

(イ) 「在学及び学年が証明できる書類（学生証の写真又は写しなど）」、「イベント等への参加の証明（参加企業等からの署名が入った証明書）」及びその他県が指定する書類について、学生がシステム上でデータファイルをアップロードできる機能を実装すること。

(ウ) アップロードされたファイルのデータ管理及びセキュリティ対策を十分に行うこと。

(エ) 申請者情報を適切に管理できる体制を構築すること。

### イ 審査業務

(ア) キャンペーンの申請対象となるイベント等の期間は、契約締結の日から令和9年3月の「秋田県合同就職説明会」の開催日までとすること。

(イ) 申請された内容（大学等の所在地、学年、各証明書類等）が、キャンペーンの要件を満たしているかを確認し、審査すること。

(ウ) 申請内容に不備があった場合の申請者への連絡、修正依頼を行い、再審査を行うこと。キャンペーンの参加要件を満たさない場合は、その旨連絡すること。

(エ) 申請からポイント付与までの進捗状況について、一元管理を行うこと。

(オ) 審査に際し、疑義が生じた場合は速やかに県と協議すること。

### (3) キャッシュレスポイントの発行・付与業務

キャンペーン参加者に対するキャッシュレスポイントについて、調達・管理・付与すること。

#### ア キャッシュレスポイントの種類

PayPay マネーライトを付与することを想定（令和7年度実績）しているが、学生の利便性がさらに高まるキャッシュレスポイントの種類や配布方法の提案があればPayPayに限るものではない。

#### イ キャッシュレスポイントの調達

キャンペーンの想定参加者である400名分のキャッシュレスポイントを調達すること。また、キャッシュレスポイントの種類、調達する時期等は企画提案によるものとし、参加する学生の利便性を十分に考慮した上で提案を行い、県と協議・決定する。なお、キャッシュレスポイントの調達については、過不足をできる限り生じさせないよう県と緊密な情報連携を図ることとし、県からの指示に基づき、学生への付与状況に応じて分割して調達すること。なお、県が想定するキャッシュレスポイントの原資総額は2,480千円であり、その内訳は次のとおりである。

(参考) 県が想定しているキャンペーン対象人数・金額（単位：人、千円）

大学所在地	人数	単価	金額
秋田県内	128	2.5	320
東北エリア（秋田県を除く）	132	5.0	660
北海道・関東エリア	104	10.0	1,040
中部・近畿エリア	32	12.5	400
中国・四国・九州エリア（沖縄県を含む）	4	15.0	60
合計	400	—	2,480

#### ウ キャッシュレスポイントの管理

付与前のキャッシュレスポイントを厳重に管理し、紛失・漏洩等を防止する体制を構築すること。

#### エ キャッシュレスポイントの付与

(ア) 県が主催するイベント分を申請する参加者に対しては、当日のイベント会場にて、学生証の提示を求め、事前申請情報と突合し、その場で即時にポイントの付

与を行う体制を構築すること。また、そのための人員配置、機材（タブレット等）、ネットワーク環境、セキュリティ対策、予備分のキャッシュレスポイントの管理等を具体的に計画すること。

(イ) 個別企業等が主催するイベント分を申請する参加者に対しては、LPを通じて提出のあった書類に基づき審査を実施し、付与すること。なお、付与の方法については、企画提案によるものとし、参加する学生の利便性を十分に考慮した上で、県と協議し決定する。

(ウ) 誰に、いつ、いくらキャッシュレスポイントを付与したかの履歴を詳細に記録し、管理すること。またその状況をリアルタイムで県と共有できる手法を検討すること。

(エ) 学生に対するキャッシュレスポイントの付与対象となる最も早い県主催イベントは令和8年5月19日に予定している合同就職面接会（名称変更の可能性あり）となるため、システム構築後に遡及してキャッシュレスポイントを付与することが可能なシステムの構築と事務フローの作成を行うこと。

#### オ キャッシュレスポイントの精算

キャンペーン参加者への付与が全て終了した後、調達したポイントに残額が生じた場合、その取扱については、県との協議の上決定することとする。

#### (4) 問い合わせ対応業務

キャンペーン参加者からの問い合わせに対応すること。

##### ア コールセンターの設置・運営

キャンペーンに関する申請者や関係機関からの問い合わせに対応するため、電話、メール等による対応窓口を設置し、運営すること。

##### イ FAQの作成・更新

よくある質問（FAQ）を作成し、LPに掲載するとともに、随時更新すること。

##### ウ 対応ログの管理

問い合わせ内容、対応履歴を記録し、サービス改善に役立てること。

(5) 個人情報保護・情報セキュリティ

ア キャンペーンを通じて取得する個人情報は、個人情報保護法および関連法令、県の個人情報保護に関する規定を遵守し、厳重に管理すること。

イ 情報セキュリティ対策を講じ、情報漏洩、不正アクセス等を回避する体制を構築すること。

(6) 外部タグ（CVタグ）の設置・動作に関する協力義務

ア タグ設置の許可と協力

県が指定する第三者（以下、「タグ設置業者」という。）が、本LPの特定のページ（主にサンクスページや申込完了ページ）にCV計測を目的としたタグを設置することを許可し、その設置作業に必要な技術的協力（コードの埋め込み、FTP・CMSアクセス権限の一部付与など）を行うこと。

イ 設置期間と変更への対応

イベント終了までの期間、タグを維持管理すること。またLPの設計変更（URL変更など）が発生した場合は、速やかにタグ設置業者と連携し、タグの動作に支障がないよう必要な再設定や調整に協力すること。

ウ 動作保証

構築したLPサイトが、指定されたCVタグを正確に読み込み、計測を妨げない技術的な環境を提供すること。

エ アクセス権限

CVタグの設置にあたって、タグ設置業者へアクセス権限付与する場合は、CVタグの設置・管理に必要なCMS等の特定部分へのアクセス権限（アカウント）をタグ設置業者に付与すること。また、タグ設置業者を代行して設置を行う場合はタグ設置業者から提供されたタグコードを、指定されたページ（サンクスページ等）に正確に設置し、設置完了後にタグ設置業者に通知すること。また、イベント終了時などにタグを撤去する作業も行うこと。

#### オ 計測に必要な情報の共有義務

CVタグを設置するページの最終的なURL（特に動的なURLの場合はその仕様）を、タグ設置業者と共有すること。また、タグ設定後の動作テストを行うための環境（または手順）をタグ設置業者に提供すること。

#### 4 留意事項

- (1) 企画提案内容に関する基本的な考え方、提案理由を示すこと。
- (2) 企画・運営等について具体的に提案すること。
- (3) 提案内容の実施に係るスケジュール（予定）を提示すること。
- (4) 提案内容に関する経費の内訳を取組ごとに示すこと。
- (5) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に再委託することは、予め県に協議を行い、県が承認した場合のみ可とする。

#### 5 権利の帰属

##### (1) 著作権および利用権の帰属

本業務で作成したすべての成果物（クリエイティブ、画像、動画、デザイン案、企画書等を含む。以下「本成果物」という。）に関する著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、その納品をもって全て県に帰属するものとする。

##### (2) 県の利用権

県は、本成果物を、本業務以外の広報活動等においても、期間の制限なく、自由に利用（複製、改変、公衆送信、翻案、その他の利用を含む）できるものとし、受託者はこれに対し著作者人格権を行使しないものとする。

##### (3) 権利処理の責任

受託者は、本成果物の作成にあたり使用するすべての素材（写真、イラスト、フォント等）について、第三者の著作権、肖像権、商標権等の権利を侵害しないよう、事前に必要な権利処理を全て完了するものとする。これにより第三者との間に紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用をもってこれを解決し、県に損害を与えないものとする。

## 6 プロジェクト管理

### (1) 基本的な管理手法

事業の執行管理にあたり、各タスクのスケジュール、担当者、タスク間の依存関係を可視化したガントチャートを作成し、共有すること。なお、広報ツールの制作等に当たっては、県において十分な精査を行うことができるようなスケジュールを設定すること。

### (2) 代替管理手法の提案

前項の定めに関わらず、本業務の特性を鑑み、より効果的かつ効率的と判断するプロジェクト管理手法を提案すること。また提案にあたっては、その手法のメリット及び進捗状況を明確に把握できる具体的な方法を明記した資料を提出するものとする。

### (3) 計画の柔軟な見直し

採用された管理手法に関わらず、事業状況の変化等に応じて計画変更が求められることを受託者側と県の双方が認識し、状況に応じて協議の上、柔軟に見直しを行うものとする。

## 7 概算払

受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。

## 8 報告

委託業務が完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、収支精算書のほか、キャンペーン実績（申請件数、付与件数、付与金額、広報活動実績、問い合わせ対応状況等）の詳細な報告書を作成し、提出すること。また、その他県が指示する資料等を提出すること。

## 9 その他

- (1) 上記内容については、県と受託者との協議に基づき変更することがある。
- (2) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整するものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。